

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の 運用の改善を求める意見書

本年4月から始まった後期高齢者医療制度は、増大する高齢者の医療費を国民全体で安定的、長期的に支えるとともに、75歳以上の高齢者の特性を踏まえた適切な医療サービスを提供することを目的に導入された制度です。

これまでの老人保健制度は、75歳以上の高齢者が国民健康保険や組合健保などの被用者保険に加入し、医療費の不足が生じた時は、主に現役世代が負担する被用者保険の拠出金で賄われてきました。

また、各市区町村単位で運営されてきた国民健康保険も自治体間で最大5倍もの格差が生じ、特に人口3万人以下の小さな市町村では厳しい保険財政のその運営の行き詰まりが懸念されてきました。

ゆえに、2000年の医療制度改革で参院が関連法案を可決した際に、一部を除く与野党で「早急に新たな高齢者医療制度を創設せよ」との付帯決議を採択しています。

新制度の廃止論を唱える政党もありますが、財政難で疲弊した旧老人保健制度に戻すだけでは、何の問題解決にはならず無責任の極みです。

わが国の世界最高水準の国民皆保険制度を将来に渡って維持する為には、後期高齢者医療制度自体の骨格は維持しつつ、制度施行後に出された問題点については、真摯に改善に取組みより良い制度にする必要があります。

よってここに、以下の重点事項の改善を要請いたします。

記

1. 低所得者の保険料軽減措置を拡大すること、また大幅に保険料が上昇する事例等について適切な軽減措置を講じること
1. 被用者保険の被扶養者であった者の保険料軽減措置を引き続き継続すること
1. 保険料の年金天引きについて、高齢者の意見を踏まえて適切な見直しを講じること
1. 高齢者の特性を踏まえた適切な健診のあり方について検討し、広域連合における実施を支援すること
1. 後期高齢者医療制度の診療報酬体系について高齢者の声を踏まえて適切な見直しを行うこと
1. 70～74歳の高齢者の窓口負担1割の軽減措置を引き続き継続すること
1. 広域連合の運営について、都道府県知事の運営責任を明確にすることを検討すること

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

平成20年 6月27日

山梨県甲斐市議会

【提出先】 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣 財務大臣